

事務事業調整報告書

協議項目	20 国民健康保険事業の取扱い	健康福祉部会
協議細目	基金、診療所	
<p>1. 課題、問題点等</p> <p><基金></p> <p>基金保有額は、保険給付費等の過去3ヶ年平均の25%程度の確保が必要とされていますが、現在は2町とも37%程度の額を保有しています。</p> <p>国保税の賦課は均一課税とすることが既に確認されており、又基金の目的も同じであることから、保有額は全て持ち寄ることとし、合併後3年間で基準額の10%程度の繰入を行い、3年後の保有額を基準額の25%程度に調整することが適当と思われます。</p> <p><診療所></p> <p>診療所は、温泉町に国民健康保険診療所3箇所、町立診療所が1箇所あり、地域住民の疾病治療、健康管理、疾病予防等にあたっています。浜坂町には診療所はなく公立病院が1箇所あり地域の中核病院として医療にあたっています。</p> <p>合併後も住民が身近で安心して医療を受けられることが必要であり、地域に密着した医療機関として現行のまま引き継ぐことが適当と思われます。</p> <p>ただし、将来的な地域医療のあり方について、公立浜坂病院を核に他の医療機関を含め長期的・総合的な視野で検討していく必要があると思われます。</p> <p>手数料は、種類、金額ともに差異がありますが、病院と診療所では診療報酬等形態が異なるため現行どおり引き継ぐことが適当と思われます。</p> <p>2. 調整方針</p> <p><基金></p> <p>国民健康保険財政調整運用基金及び国民健康保険支払準備基金は、全て引き継ぐ。</p> <p><診療所></p> <p>診療所及び手数料は、現行のまま引き継ぐ。</p>		

事務事業調整報告書

協議項目	20 国民健康保険事業の取扱い	健康福祉部会
協議細目	基金、診療所	
3 - 1 . 事務事業現況比較表 (基金)		
区分	浜坂町	温泉町
名称	国民健康保険財政調整運用基金	国民健康保険支払準備基金
目的	国民健康保険財政調整に運用する資金に充てるため	国民健康保険事業勘定の運営資金に充てるため
積立額	国民健康保険事業特別会計決算剰余金の2分の1相当額	国民健康保険事業勘定特別会計決算剰余金のうち2分の1以上適宜積立
保有額	269,391千円(H16.5月末)	197,035千円(H16.5月末)
3 - 2 . 事務事業現況比較表 (診療所)		
区分	浜坂町	温泉町
国民健康保険診療所	なし	「照来診療所」 開設：昭和30年10月22日 職員：医師1名、看護師1名、事務員1名 (八田診療所兼務) 診療日：月・火・水・木・金 診療時間：9時～17時 休診日：土・日・祝日・年末年始
		「八田診療所」 開設：昭和32年4月1日 職員：医師1名、看護師1名、事務員1名 (照来診療所兼務) 診療日：月・火・水・木・金 診療時間：月・水・木・金(9時～17時) 火(13時～17時) 休診日：土・日・祝日・年末年始
		「歯科診療所」 開設：昭和50年5月1日 職員：医師3名(内2名は非常勤) 歯科衛生士4名(内1名事務員兼務) 歯科技工士1名 診療日：月・火・水・木・金 診療時間：月・火・水・金(9時～17時) 木(9時～13時、16時～19時) 休診日：土・日・祝日・年末年始
町立診療所	なし	「岸田出張診療所」 開設：昭和39年4月1日 職員：八田診療所職員が兼務 診療日：火 診療時間：9時～12時 休診日：土・日・祝日・年末年始
手数料	*参考(浜坂病院) ・死亡診断書 4,200円 ・死体検案書 5,250円 ・入院・通院証明書 2,100円 ・普通証明書 3,150円 ・後遺症証明書/厚生年金用診断書/心身障害等の認定診断書 5,250円 ・保健関係診断書/自賠法診断書/交通事故治療費明細書/裁判所関係診断書 6,300円 ・身体検査診断書/受験・入社用診断書/見舞金・祝金等証明書/領収証明書/その他 2,100円	・死亡診断書 3,000円 ・死体検案書 5,000円 ・初診時診断書(一般) 2,000円 ・ " (学生・生徒) 1,000円 ・追加診断書 1,000円 ・資格取得診断書 3,000円